

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
1	工程室の定義が不明確であることから、申請書に記載し、明確にすること。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	第17回 資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】
2	五因子法を用いて評価しているが、DFの評価値に対する評価結果の不確かさの考え方、安全上重要な施設の選定義義を考慮して、整理し説明すること。また、DR、RFの数値についてもトレースできるように示すこと。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	(閉じ込めの機能の基本的な考え方について既許可から変更はなく、安全上重要な施設の選定に係る対応方針を見直したため)
3	安全上重要な施設であるグローブボックス排気設備や工程室排気設備、建屋等は、設計基準事故時に期待する安全機能に整理されているが、通常時においてもその機能を期待するものであるため、機能別に整理し説明すること。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	第17回 資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】
4	放射線監視設備、自動火災報知設備、非常用放送設備等は、故障しても事象の進展がないため、安全上重要な施設としないとしているが、事故時の従事者への放射線障害防止の観点から重要であると思われるので、整理し説明すること。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	(安全上重要な施設の選定に係る対応方針を見直したため)
5	MOX燃料加工施設におけるハザードを考慮して、安全機能を有する施設が選定されていることを説明すること。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	(安全機能を有する施設の整理については社内検討事項であるため)
6	臨界防止、遮蔽の観点で安全上重要な施設として選定するものはないとしていることの妥当性について説明すること。	第12回	資料2-2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定】	(臨界、遮蔽等の基本的な考え方について既許可から変更はなく、安全上重要な施設の選定に係る対応方針を見直したため)
7	MOX燃料加工施設の火災防護について基本的な考え方を整理し、建築基準法、消防法等への適合だけでなく、参考とする米国の火災防護の基準への対応を含め、炉規法への適合性を説明すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
8	MOX燃料加工施設の区画毎に火災の危険性を示し、用いる消火方法とその妥当性を整理し説明すること。屋内消火栓を用いなくても十分な対応が取れることも含めて説明すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
9	火災・爆発の発生防止、検知・消火、拡大防止、影響緩和についての基本的な考え方を整理し、水素ガスを使用する焼結炉等の機器毎の説明には、デトネーション発生の有無も含めて説明すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
10	MOX燃料加工施設において使用する水の必要性、配管ルートの考え方を整理し、溢水対策の新規制基準への対応を説明すること。再処理施設と違いMOX加工施設は建設中であり、フレキシビリティがあるので、より効果的な対策ができる可能性があるため検討し説明すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	第63回 資料5 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条: 溢水による損傷の防止
11	溢水に関し、臨界安全を考えたときの区画毎に存在する機器と取り扱う核燃料物質のインベントリ(最大値)を整理し、区画の重要度を個別の説明で加えること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
12	申請書において基本設計、基本設計条件、担保する事項を明らかにして整理し記載すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	(全体的な指摘事項であるため)
13	「原則として」「極力」という曖昧な表現は修正すること。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	(全体的な指摘事項であるため)
14	「火災等による損傷の防止」と「溢水による損傷の防止」の考え方の整合性が取れていることを示すこと。	第15回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	

上記以外の質疑項目についても上記主要点を含めて回答する。

 前回までに説明済み
 今回説明
 次回以降説明

前回までの審査会合における主な論点と対応について

参考

日本原燃株式会社
平成27年6月29日

(注: 灰色は整理事項)

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
15	安全機能を有する施設について、どのような考えで選定したのか、期待している機能は何か、網羅的に説明すること。また、貯蔵施設について粉末缶等について安全機能を有する施設に選定されていないが、きちんと抽出する必要がある。今一度、色々なパターンを想定してきめ細かく考え方を整理すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	第42回 資料5 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定について
16	第4条の閉じ込めの機能において、例えば焼結炉の火災・爆発について漏れている。設計基準事故のところで漏れなく説明すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
17	漏えい時の対策について、事象の段階に応じて、検知、拡大防止について示して説明すること。ダストモニタ等での検知レベルと設計方針の関係、工程室の隔離手段、漏えい箇所の閉止手段、廃液系漏れ時の移送停止対応なども含めて考え方を整理して示すこと。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
18	逆流防止の観点で逆止弁を設置しているが、バウンダリと逆止弁の関係を整理し、全ての系統について漏れなく提示すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	(閉じ込めの機能の基本的な考え方について既許可から変更はないため)
19	高性能エアフィルタが3、4段とあるが、設計基準事故との関連において適切な提示すること。換気設備に関する数量、主な仕様についても、必要な情報を提示すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
20	三重の閉じ込めについてのバウンダリの考え方を含め、今一度整理すること。また、再循環の考えを取り入れていないことも含めて説明すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	(閉じ込めの機能の基本的な考え方について既許可から変更はないため)
21	予備機に切り替えて保守・点検した場合、予備機1系統になる。操作が維持できる設計なのか示すこと。非常用発電機の供給系統、排風機等の常用、非常用の系統分離等について、信頼性の観点から説明すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	
22	それぞれの工程で扱っている設備等を具体的に示し、厳しいところにおいても要求を達成していることを示すこと。また、全体をカバーして平易に説明するより、どこか一部を取り上げて具体的に説明する等、議論しやすい説明となるよう工夫すること。	第17回	資料2 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性 【加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項への対応】	(全体的な指摘事項であるため)
23	フェンス等の核物質防護設備(妨害破壊行為設備を除く)について再処理施設の補正申請には記載があるが、MOX燃料加工施設には記載がない。各申請書への適切な記載について検討すること。	第39回	資料7 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十条:加工施設への人の不法な侵入等の防止 申請書前後表	
24	安全機能を有する施設のうち臨界防止機能を持つものとして挙げている投入防止機構について、臨界評価条件の含水率との関係から当該機構のみを選定することの妥当性を説明すること。	第42回	資料6 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 本文 二.加工の方法(安全機能を有する施設の選定結果)	(臨界の基本的な考え方について、既許可から変更はなく、安全機能を有する施設の整理については社内検討事項であるため)
25	安全上重要な施設について、従前と取扱いを変更したものについて、選定に係る考え方を整理して説明すること。	第42回	資料8 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 安全機能を有する施設及び安全上重要な施設の選定について 申請書前後表	(安全上重要な施設の選定に係る対応方針を見直したため)
26	事業許可基準規則第3条第2項第2号(設計基準事故時における放射線業務従事者による操作可能性)への適合性について、より詳細に説明すること。	第42回	資料13 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第三条:遮蔽等	
27	MOXを収納するグローブボックスについて、設計基準事故及び重大事故への対処を踏まえた上で、従前どおり耐震Bクラスとすることの妥当性を説明すること。	第54回	資料8 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 設計基準の対応に係る基本的な考え方	

上記以外の質疑項目についても上記主要点を含めて回答する。

 前回までに説明済み
 今回説明
 次回以降説明

前回までの審査会合における主な論点と対応について

参考

日本原燃株式会社
平成27年6月29日

(注: 灰色は整理事項)

No.	コメントの要旨	審査会合	資料	対応状況
28	竜巻防護設計として、設計飛来物の設定及び飛来物防止対策における車両の取扱いについて、再処理施設との相違点を整理して説明すること。	第54回	資料10 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第九条: 外部からの衝撃による損傷の防止【竜巻】	
29	溢水量の算定及び影響評価に係る条件設定の考え方について、再処理施設との相違点を整理して説明すること。	第54回	資料12 MOX燃料加工施設における新規性基準に対する適合性【設計基準】 第十一条: 溢水による損傷の防止	第63回 資料5 MOX燃料加工施設における新規制基準に対する適合性【設計基準】 第十一条: 溢水による損傷の防止

上記以外の質疑項目についても上記主要点に含めて回答する。

前回までに説明済み 今回説明 次回以降説明